

# 新潟公民館月報

発行人

新潟縣公民館連絡協議会

新潟縣教育廳

社会教育課内(電話7954番)

八月号

ヤヒコ村

或る日の学級



実習地遠影

**論壇**

本県の青年学級

山宮 作市

昭和二十七年度、在籍者二万九千人。学級数三百八十一、学年を指導した講師三千八百人(入・投せられた経費五百七十一万円といふ)。「青年学級」は成長の段階において、法律や行政の影響をうけていない。いわば青年の自由な向上心が結びあって、教育の技術や行政府の配慮にかかわりなく、自然的に養成されるものとみてよい。

そのうち、一般教養三百四十八人のもしき限のといふべきである。そのうちがえって本県の青年学級は

(三〇・八九)、家庭二百八十七

人。学級数三百八十一、学年を指

導した講師三千八百人(入・投せられた経費五百七十一万円といふ)。「青年学級」は成長の段階において、法律や行政の影響をうけていない。いわば青年の自由な向上心が結びあって、教育の技術や行

政の配慮にかかわりなく、自然発

生的に養成されるものとみてよい。

なかろう。内容は各自に備する

その「青年学級」に、現に全国百

万人の勤労青年が学んでいる。

たとえば、青年学級は、

その性質上、経営・忍耐・努力の必

要などとは言ふまでもない。しか

めに、その運営は、

その運営は、

# 青年学級興振法案

青年教育がわが国の産業の振興に寄与し、且つ、民主的で文化的な国家を建設するための基礎をなものであることにから

青年学級興振法案は六月二十九日内閣提出衆議院に上程、文部委員会に付託された。また参議院に対しても予備審議が要求され、文部委員会に付託された。まことに反対の約束と反対を而び連続しておる一方全日本社会教育連合会、PTA全国会と共に我等の会は法制化促進に邁進して来たものであり、廿七日衆議院を通過し問題は参議院に移ったものである。

## 参議院にて審議中

がみ、社会教育法（昭和二十四年法律第三百七号）の精神に基き、青年学級の開設及び運営に關して必要な事項を定め、その健全な発達を圖り、もって國家及び社会の有為な形成者の育成に寄与することを目的とする。

（定義）

この法律において「青年

学級」とは、勤労に従事し、又

は、勤労青年（以下「勤労青年」という）に対し、

実際生活に必要な職業又は家事

に關する知識及び技能を習得させ、並びにその一般的教養を向上させるむことを目的として、こ

の法律の定めるところにより市

村が開設する事業をいう。

（青年学級の基本方針）

青年学級は、勤労青年の

年齢の実態及び地方の事情に即応して、開設し、及び運営

（青年学級による教育を受ける

年）

所を有する十五人以上の勤労青

年は、左の各号に掲げる事項を公

示しなければならない。

（青年学級による教育を受ける

年）

（開設の申請）

（この法律の目的）

（この法律は、勤

業を奨励する事

を目的とする事



号を第八号とし、第四回を第五号とし、第三号の次に二号を加える。

地方税法(昭和二十五年法律第二百三十六号)の一部を次のように改正する。

第百十四の二第一項中、「行事事務を「又は青年学級の行事」に、「又は生徒を「、生徒又は学生」と改める。

教育、及び一般教養を地域の選択、編成されるものである。  
4、資格については、高校で、八十五単位を履修すれば高校業の資格が与えられるが、学科級は社会教育の事業であるから、かうの資格を有するものはない。

要は、して行く様に、青年団として、直接に青年学級を運営するのは、適当ではないと考えられる。ただ青年学級の愛護生の大半は、通常青年団であるから、青年団としても青年学級の運営に協力することが望ましい。青年団が、青年学級を運営するといつて、財政的な面においても、指導者の面においても、種々の不都合を生むおもて、それがありますので、青年団

P-2型 75,000円

事であります

生活をより楽しく豊かにしてくれます

四  
主  
題  
目  
1954-9-6

四王 1998年春

中華書局影印  
印製：上海華昌印書館

日 一 二 三 四 五 六 日 TEL 4-986番

四月四日 1986年

日 本 通 1986年4月号

1986年4月1日

中華書局影印  
印製於香港

TEL 4-9869

100-49868

TEL 4-986番

## 2. 長時間用に拘愁しません

## 二、长时间用(= 动词)

- 中華人民共和國

# 家庭に音楽を

1枚のレコード、1個のハーモニカが貴方の生活をより楽しく豊かにしてくれます

レコードと楽器 名曲 常 葛瀬市古町五

石川屋 TEL 4986番

TEL 4986番







